資料　２

議会改革特別委員会資料
令 和 ２ 年 ５ 月 １ ４ 日

杉並区議会基本条例（案）

令和２年５月

杉並区議会基本条例（構成図）

前　文

第1章　総　則

- 第１条　目　的
- 第２条　他の条例等との関係

第２章　議会及び議員

- 第３条　基本理念
- 第４条　議会の活動方針
- 第５条　議員の活動方針
- 第６条　議長及び副議長
- 第７条　会派

第３章　区民と議会

- 第８条　区民との関係
- 第９条　会議の公開
- 第10条　広報活動の充実
- 第11条　区民意見の反映

第４章　議会と区の執行機関

- 第12条　区長等との関係
- 第13条　議決
- 第14条　執行機関の人事
- 第15条　調査及び説明要求

第５章　議会の会期

- 第16条　定例会
- 第17条　臨時会

第６章　会　議

- 第18条　本会議
- 第19条　委員会の活動
- 第20条　常任委員会
- 第21条　議会運営委員会
- 第22条　特別委員会
- 第23条　質問・質疑及び討論

第７章　議員定数及び議員報酬等（未定）

- 第25条　議員定数
- 第26条　議員報酬
- 第27条　政務活動費

第８章　議会の体制

- 第28条　議会事務局
- 第29条　議会の施設

第９章　補則

- 第30条　委任

議会基本条例と他の法令の関係図

議会について法で定められていること

日本国憲法（第８章　地方自治）

92 条～95 条（議会の設置、二元代表制など）

地方自治法（第６章　議会）

89 条～138 条（議員の定数、任期、議会の権限など）

↓

杉並区自治基本条例（第６章　区議会）

８条～10 条（区議会及び議員の権限、責務など）

杉並区議会基本条例

議会運営、議員活動に関する基本的なルール

- **杉並区議会会議規則**
- **杉並区議会委員会条例**
- **杉並区議会傍聴規則**
- **杉並区議会情報公開条例**
- **杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例**
- **杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例**

前文 … 未検討

第１章 総 則

（目的）

第１条 この条例は、杉並区自治基本条例（平成 14 年杉並区条例第 47 号。以下「自治基本条例」という。）第６章「議会」の（※）規定を踏まえ、議会及び議員に関する基本事項を定めることによって、杉並区議会（以下「議会」という。）及び杉並区議会議員（以下「議員」という。）が区民の信託に応え、区民の生活の向上及び区政の発展に貢献することを目的とします。

（※）法務担当に相談が必要

➡「自治基本条例の規定を踏まえ、議会基本条例で定める」という表現が問題ないか

〈解説〉

この条は、議会基本条例を制定する目的を定めたものです。

区議会や区議会議員の役割、責務などについては、区の自治運営に関するルールを定めた「杉並区自治基本条例」の第６章で規定しています。

この条例では、さらに詳しく議会運営、議会活動に関する基本的なルールを定め、区民と共有することで、議会及び議員の役割を明確にし、豊かで活力のある住みよい杉並のまちを作っていくことへの貢献を目的としています。

（他の条例等との関係）

第２条 前条の目的を達成するため、議会の運営及び議員に関する他の条例等の制定又は改廃を行うときは、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。

〈解説〉

この条は、議会基本条例と、議会の運営及び議員に関する他の条例や規則などとの関係について規定しています。

この条例が議会運営、議員活動の基本的な事項を定める条例であることから、議会及び議員に関する他の条例や規則などの制定、改正、廃止を行う場合には、この条例の内容に沿ったものにしなければならないことを定めています。

第２章　議会及び議員

（基本理念）

第３条　議会は、（※）区民の代表者として選挙により選ばれた議員で構成される合議制の意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視及び牽制する機能を持つ議事機関として、区民の信託に応える議会活動を行うため、公平かつ公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとします。

【検討課題】

〇条文中の「区民の代表者」の表現について、違和感があるとの意見がある。

案①：原文案のまま

案②：上記網掛け部分の削除

〈解説〉

この条は、議会の役割、責任についての基本的な考え方を示しています。

議会は、選挙で選ばれた議員で構成され、合議制で意思決定を行います。また、条例の制定や改廃、予算、決算など、区の重要な事項について審議し、議決（賛成・反対による議会の意思決定）を行う機関です。（これを議事機関といいます。）

一方、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などは、区の仕事を行う機関です。（これを執行機関といいます。）

議会は、執行機関が行う区の仕事をチェックし、評価などを行う役割も担っています。杉並区議会は、その役割と責任を果たすために、公平で公正な議論を行い、地方自治の本旨の実現を目指すものとしています。

◆地方自治の本旨とは◆

日本国憲法第 92 条では、地方公共団体の組織及び運営に関することは「地方自治の本旨」に基づかなければならない、と定めています。

「地方自治の本旨」とは、団体自治と住民自治のことであるといわれています。

団体自治とは、国から独立した地方公共団体（＝杉並区）が自らの意思と責任のもと、自主的に政治や行政を行うことを意味し、住民自治とは、地方公共団体（＝杉並区）の政治や行政が、その住民の意思に基づいて行われなければならないことを意味しています。

（議会の活動方針）

第４条　議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づき議会運営等を行うものとします。

（１）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下、「法」という。）で定めるところにより有している条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する調査、検査及び監査請求等の権限を適切に行使すること。

（２）区民生活の向上及び区政の発展のため、区民の多様な意見の反映を図るとともに、自由かつ活発な討議を行い、効果的かつ効率的な議会運営を行うよう努めること。

（３）議会が保有する情報及び会議の公開、情報提供の充実により、区民との情報共有を図り、区民に対する説明責任を果たすよう努めること。

（４）議会の会議運営を行うにあたり、会議への参加を妨げる社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮に努めること。

【検討課題】

〇条文見出しについて、意見が分かれている。

案①：（議会の活動方針）

案②：（議会の運営方針）

〈解説〉

この条は、第３条で定めている基本理念にのっとって議会がどのような活動を行っていくのか、基本的な方針を示しています。

（１）地方自治法で定められている事項の議決や、執行機関の仕事に対するチェックなどを適切に行うこと、（２）区民の様々な意見を聴き、自由で活発な討議を行ったうえで、区民にとってより良い議会運営を行うこと、（３）議会に関する情報や会議（本会議、委員会など）を公開することにより、区民の知る権利を保障し、説明責任を果たすこと、（４）区民が議会の会議を傍聴するときや、議員が出席するときに、誰もが支障なく参加することができるよう配慮することを基本方針としています。

◆情報の公開◆

区民の知る権利を保障し、区民に信頼される議会であるために、杉並区議会に関する情報を公開しています。

区民は、杉並区議会情報公開条例に基づき、区議会事務局の職員が職務上作成したり、取得した情報について情報公開請求を行うことができます。

（議員の活動方針）

第５条　議員は、第３条に規定する基本理念の実現のために、次に掲げる方針に基づき活動するものとします。

（１）選挙により選ばれた区民の代表者であることを自覚し、常に品位を保持し、政治倫理の向上に努めること。

（２）民意を把握し、区政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持って、誠実な職務の遂行に努めること。

（３）積極的な調査研究活動を通じ、審議能力及び政策立案能力の向上に努めること。

〈解説〉

この条は、第３条で定めている基本理念を実現するために、議員がどのような活動を行っていくのか、基本的な方針を示しています。

（1）議員は４年ごとに行われる選挙で選ばれた代表者として、区民からの信頼を得ることが極めて大切です。常に品位を持ち、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為、その地位による影響力を利用して関係団体などに圧力をかける行為など、政治倫理に反する行為を行わず、倫理の向上に努めることとしています。

（２）区民の様々な意思や考えを把握し、特定の個人や団体のみでなく、杉並区全体を見据えた視点と将来像を考えたうえで、誠実に議員の仕事を行うこととしています。

（３）条例案を作るなどの政策立案は、基本的に執行機関が行っていますが、議員も条例案を作成して議会に提出することができます。積極的に調査研究活動を行うことで、議案を審議し、政策を提案する（条例案を作成する）力の向上に努めることとしています。

（議長及び副議長）

第６条　議会は、議長及び副議長を選挙により選出しなければなりません。

２　議長は、議会の代表者として、公正かつ中立的な立場から議場の秩序を保持し、議事を整理し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければなりません。

３　議長は、前項で定める議会運営の実現のために、必要に応じて調査を行い、任免権者として職員を適切に指揮監督し、議会の事務の円滑な実施に努めなければなりません。

４　前２項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用します。

〈解説〉

この条は、議長及び副議長について規定しています。

議会においては、議長及び副議長を、議員の中から選挙により選ぶこととされています。（地方自治法第 103 条第１項）

議長は、議会の代表者として公正で中立的な立場をとり、議場で行われる本会議の秩序を保ち、会議の進行を行うほか、議員の意見を聴き、効率の良い議会運営を行わなければなりません。

（次ページに続く）

その実現のために、区議会事務局の職員を適切に指揮監督し、連絡調整や必要に応じて調査を行うなど全体を統括して、議会の事務が支障なく行われるよう努める役割を担っています。

副議長は、議長が不在のとき、議長が行う職務の全般を代行します。

（会派）

第７条　議員は、議会活動を行うにあたり、会派を結成することができます。

２　議員が会派を結成したとき、又は会派に変更があったときは議長に届け出るものとし、議会は速やかにこれを公表するものとします。

〈解説〉

この条は、会派の結成及び変更（名称変更、所属議員の異動など）について規定しています。

議員は、会派結成届を議長に提出することで、区政において同じような政治姿勢や政策に対する考え方を持つ議員が集まるグループ（＝会派）をつくり、議会活動を共にすることができます。

会派の結成方法は、折々の政治的な状況により様々で、①政党と同一の構成員で結成される場合、②政党の一部の構成員で結成される場合、③政党の枠を超えて結成される場合などがあります。

杉並区議会においては、一定数の議員（４人以上）が所属している会派は交渉会派と位置付けられ、その代表者で議会運営委員会理事会が構成されています。

なお、単独で議会活動をする議員も、会派結成届を提出することにより、会派として議会活動を行うことができるようになっています。

第３章　区民と議会

（区民との関係）

第８条　議会は、区民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、区民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとします。

〈解説〉

この条は、区民と議会の関係について規定しています。

議会は、区民の様々な意見を幅広く把握し、それを議案の審議・審査及び調査、政策の提案など議会における活動に反映させるよう努めること、また、広報・傍聴などを通じて区民が議会活動に参加する機会を多く持てるよう努めることとしています。

【案】

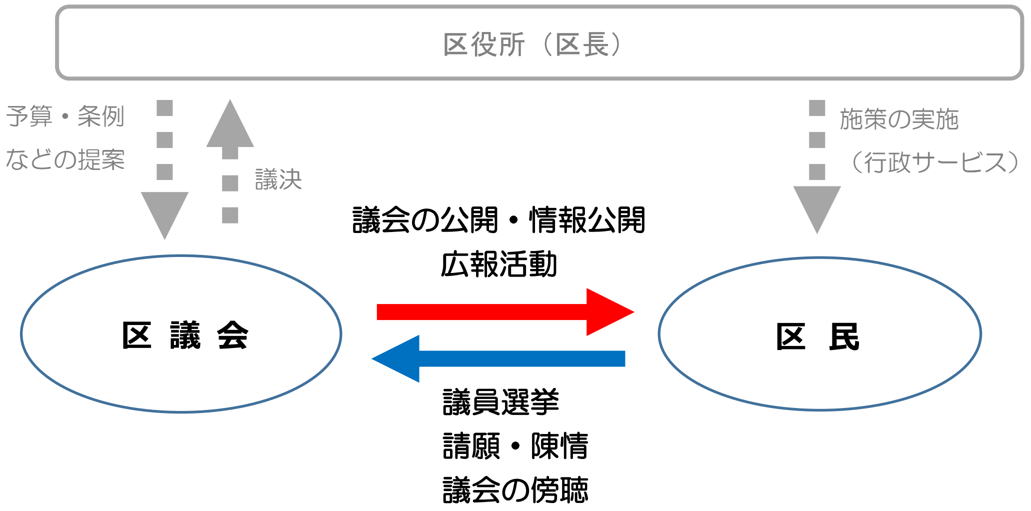

※関係図の形については再考する予定

（会議の公開）

第９条　議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開とし、区民に開かれた議会運営に努めるものとします。

〈解説〉

この条は、会議の公開について規定しています。

会議は、人権問題やプライバシー保護の観点など、非公開（秘密会）としなければならない場合を除き、誰でも傍聴（会議を見学）することができます。

傍聴以外に、インターネットによるライブ中継（本会議のみ）、録画中継（本会議、予算及び決算特別委員会）による公開も行っているほか、傍聴者が審査内容について理解できるよう委員会で使用する資料をホームページに掲載するなど、区民に開かれた議会運営を行うよう努めています。

（広報活動の充実）

第 10 条　議会は、区民が議会に関心を持ち、理解を深めることができるよう、議会に関する情報を広報紙の発行、インターネットの利用その他の方法により積極的に発信するよう努めるものとします。

〈解説〉

この条は、議会に関する情報の広報活動について規定しています。

杉並区議会では、議員の紹介、本会議や委員会の日程、議案等の概要と審議結果、会議の記録などの情報を、広報紙「杉並区議会だより」、ホームページを活用して発信しています。また、定例会等の開催周知のためのポスター掲示や、区議会の仕組みや仕事についてわかりやすくまとめた「ぎかいのしおり」の発行も行っています。

議会に対する区民の理解、関心を得ることができるよう、様々な方法による広報活動で、積極的な情報発信に努めることとしています。

（区民意見の反映）

第 11 条　議会は、請願及び陳情の適切な審査に努め、その審査にあたっては、請願者又は陳情者による説明陳述の機会を設けることができます。

２　議会は、第８条に基づく区民の意見の把握が不十分であると判断した場合等、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとします。

３　議会は、法第 99 条の規定に基づく意見書を、国会又は関係行政庁等に提出することができます。

〈解説〉

この条は、議会が区民等からの多様な意見をどのように反映させていくかについて規定しています。

第１項では、請願・陳情を区民等の意見を把握する機会の一つと捉え、適切に委員会で審査を行うよう努めることとしています。また、審査のために、提出者が内容の説明をする機会を設けることができるとしています。

第２項では、議案などの審議・審査や調査を行う際に、必要に応じて、関係者や学識経験者（大学教授などの学問上の知識を持つ学識者や、専門性の高い知識や経験を持つ有識者）から直接話を聴く「公聴会制度」、「参考人制度」の活用に努めることとしています。

第３項では、請願・陳情により求められた場合など、必要に応じて、国会や関係行政庁（内閣総理大臣、総務大臣など）、その他の機関に意見書を提出し、課題の解決に努めることとしています。意見書の提出は、議員からの提案により提出する場合もあります。

◆請願・陳情◆

請願・陳情は、区政などに関する事項について議会に対し直接要望できる制度で、杉並区民以外でも提出することができます。

請願は、憲法第 16 条で認められている国民の権利の一つで、提出する場合は紹介議員が必要です。手続きは、地方自治法及び杉並区議会会議規則で定められています。

陳情も、請願と同じく議会に要望する制度ですが、法律による定めはなく、議員の紹介がなくても提出することができます。

【参考】 直接請求制度について

区民の意思がより政治に反映されるよう、その意思を示す手段として、直接請求制度があります。

直接請求権

区民は、選挙で選んだ区議会議員や区長を通して自分たちの意思を区政に反映させていますが、一定数の署名を集めることで、自分たちの意思を直接伝えることもできます。これを「直接請求権」といい、議会の解散、議員・区長・副区長等の解職（リコール）、条例の制定・改廃などを請求することができます。

住民投票の請求権

住民投票は、区政の重要事項について、賛成・反対のいずれかで住民の意思を確認する制度です。杉並区では、自治基本条例第 26 条、第 27 条で住民投票について規定しています。

区民には住民投票を請求する権利があり、18 歳以上の区民の 50 分の 1 の署名を集めることで、区長に投票の実施を請求することができます。

第４章　議会と区の執行機関

（区長等との関係）

第 12 条　議会は、区長、教育委員会、その他の執行機関（以下「区長等」という。）に対し、区の議事機関としての役割を果たさなければなりません。

〈解説〉

この条は、行政の執行権限を持つ区長等と、議決権を持つ議会のあり方について規定しています。

区の事務は、区長以外にも、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の各執行機関が行っています。この条例では、その機関すべてを指して「区長等」としています。

区の事務を行う権限を持つ区長等と、区の重要事項（条例の制定・改廃、予算・決算など）について議決する権限を持つ議会は、車の両輪に例えられる対等な関係です。議会は、区長等との権限の違いを認識し、その役割を果たさなければならないことを定めています。

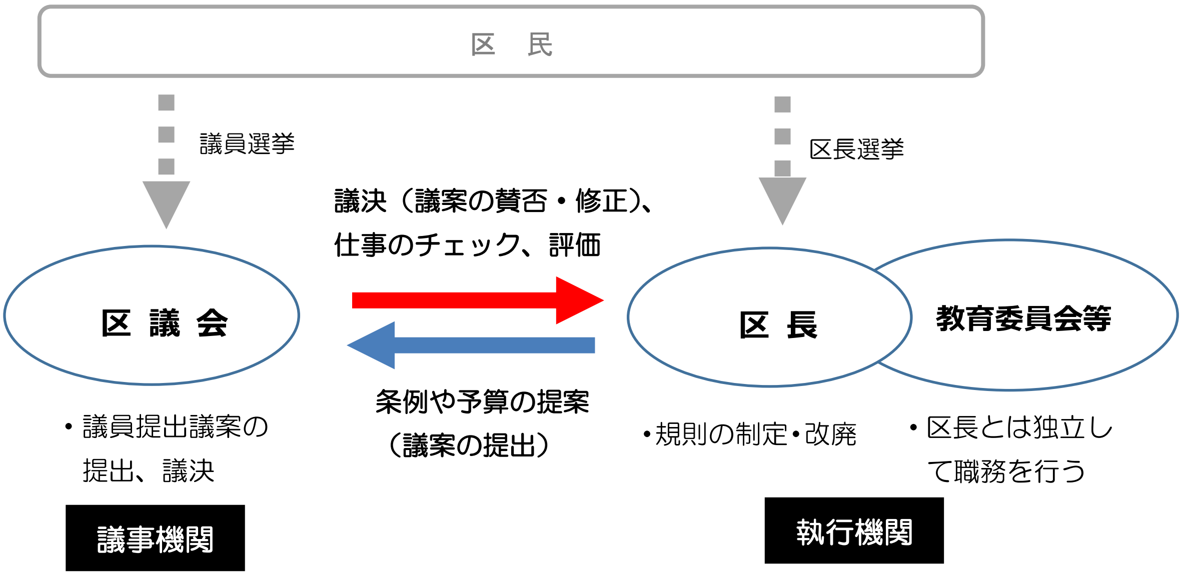

※関係図の形については再考する予定

【参考】

議員は、執行機関が行う区の事務に直接関与することはありません。しかし、執行機関が調査、審査等のために必要に応じて設置する審査会、審議会等（＝附属機関）に政令や条例などの規定に基づき、議員が委員として参加する場合があります。
例）都市計画審議会、消防団運営委員会など

（議決）

第 13 条　議会は、法第 96 条第１項の規定に基づき、条例の制定・改廃、予算、決算認定、その他の事件を議決しなければなりません。

２　議会は、法第 96 条第２項及び自治基本条例第 14 条第１項に基づき、基本構想の策定又は変更を議決しなければなりません。

３　議会は、前項に定めるもののほか、必要な事項を議決事件に追加することができます。

〈解説〉

この条は、議会が議決する事件（案件）について規定しています。

自治体が議決する案件は、地方自治法第 96 条第１項で定められています。条例を制定又は改廃すること、予算を定めること、決算を認定することなど、区政にとって重要なことは執行機関から議案として提出され、議会はそれを議決しなければなりません。議案を審議、審査する過程で議会が修正案を提出し、議決することもあります。

法第 96 条第２項では、各自治体の議会で必要と認めたことを、議決事件として条例により追加できるとしています。杉並区議会では、現在、区の最上位の計画である「基本構想」を、議決を経て定めること（自治基本条例第 14 条第１項）としており、この条例の第２項にも明記しています。

第３項では、前項の他にも、必要な議決事項を追加することができることを明記しています。

※議決には、条例、予算、決算など、地方自治体である杉並区としての最終的な決定をする議決（団体意思の議決）と、請願・陳情の採択（不採択）、意見書の提出など、杉並区議会としての意思を決定する議決（機関意思の議決）があります。

（執行機関の人事）

第 14 条　議会は、執行機関の次の人事について、法令の定めに従って議決又は選挙を行わなければなりません。

一　副区長　　選任の同意及び解職

二　監査委員　　選任の同意、解職及び罷免

三　教育長及び教育委員会委員　　任命の同意、解職及び罷免

四　選挙管理委員会委員　　選挙及び解職・罷免

五　農業委員会委員　　選任の同意及び罷免

〈解説〉

この条では、議会が議決する執行機関の人事案件について規定しています。

区長が、副区長、監査委員、教育長、教育委員会委員、農業委員会委員の選任、任命や解職（その任務を解くこと）、罷免（本人の意思に反して辞めさせること）を行うにあたっては、議会の同意が必要です。選挙管理委員会委員は、議会で行う選挙により決定し、罷免にあたっては、議会の同意が必要です。

議会は、各法律の定めにより議決・選挙を行わなければなりません。

副区長…法第 87 条及び第 162 条

監査委員…法第 87 条、第 196 条第１項及び第 197 条の２

教育長及び教育委員会委員…地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項及び第２項、第７条並びに第８条第２項

選挙管理委員会委員…法第 87 条、第 182 条及び第 184 条の２

農業委員会委員…農業委員会等に関する法律第８条第１項及び第 11 条

（調査及び説明要求）

第 15 条　議会は、法に定めのある検査権、監査請求権、調査権及び説明要求権等を行使することができるほか、区長等に対して資料の提出を求めることができます。

２　議会は、杉並区区民等の意見提出手続に関する条例（平成 21 年杉並区条例第 41 号）の規定により、区民等の意見提出手続を実施した案件については、公表された結果を審議の参考にするものとします。

〈解説〉

この条は、議会が区の事務を監視し評価するための、検査権、監査請求権、調査権、説明要求権について規定しています。

第１項で、議会は法第 98 条、第 100 条に基づき、執行機関に対して事務に関する書類の調査、施策の内容や予算の使い方などの検査を行い、説明を求める権限があること、ま

（次ページに続く）

た、監査委員に対して区の事務に関する監査の請求を行い、監査結果の報告を求めることができることを明記しています。この他にも、必要に応じて、区長等に対して資料の提出を求めることができるとしています。
第２項では、執行機関に対し、議会での審議、審査にあたって区民等の意見提出手続（パブリックコメント）の結果を公表することを求めており、議会は、その公表結果を議案等の審議、審査の参考にすることを明記しています。

◆区民等の意見提出手続（パブリックコメント）◆
執行機関が、基本構想、計画、義務や権利に関わる条例などの策定を行う場合、あらかじめ案を公表し、区民等の意見を求める手続きのことです。「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、実施されています。

第５章　議会の会期

（定例会）
第 16 条　定例会は、杉並区議会定例会の回数に関する条例(昭和 31 年杉並区条例第 13 号）の定めるところにより区長が招集し、議決により会期を定めるものとします。

〈解説〉
この条は、定例会（定期的に招集される議会の会議）について規定しています。
定例会を開くために議員を招集する権限は区長が持っており、「杉並区議会定例会の回数に関する条例」によって年４回招集することが定められています。本条では、区長により招集された定例会は、議決によって会期（定例会の期間）を決定することを明記しています。一度決定した会期を延長する場合も、議決が必要です。

会期は、提案された案件の審議を行うために必要な日数で決定します。予算又は決算を審議する定例会（第１回、第３回定例会）では約 35 日間、その他の定例会（第２回、第４回定例会）では約 20 日間を要しています。

※杉並区議会の定例会は、おおむね以下の期間に開催されています。
第１回定例会　２月～３月の間
第２回定例会　５月～６月の間
第３回定例会　９月～10 月の間
第４回定例会　11 月～12 月の間

★会議規則第３条（会期）の改正もあわせて行う必要あり

（次ページに続く）

◆定例会の流れ◆

定例会は、本会議→各委員会→本会議の順の日程で進行します。

本会議は、議場に議員全員が集まって行われる全体的な会議で、前半の本会議では、区政全般についての質問とその回答、議案（区長等からの提案案件）の説明を受けるなどの内容で行われます。

委員会は、議案や請願・陳情の実質的な審査などを行います。

区の仕事は多種多様で内容も複雑なため、議案や請願・陳情の審査は原則として部門ごとの委員会に任せ（委員会に任せることを「付託する」といいます。）、効率的に、詳細な議論を行い、結論を出します。委員会への付託を省略する場合は、議決により決定します。

定例会の最終日に再度本会議が開かれ、委員会での審査の結論を報告したうえで、議員全員で賛成・反対の採決を行い、議会の意思を決定します。

（臨時会）

第 17 条　臨時会は、次の定例会を待たず（※）審議する必要が生じたときに区長が招集し、議決により会期を定めるものとします。

２　法第 101 条第２項又は第３項の規定に基づき、区長に対し、次の各号に掲げる場合において臨時会の招集を請求することができます。

一　議長が、議会運営委員会の議決を経て、（※）付議事件を示したとき。

二　議員定数の４分の１以上の議員が、（※）付議事件を示したとき。

３（※）　前項に規定する臨時会の招集を請求したにもかかわらず、区長がこれを招集しない場合、議長は臨時会を、前項第一号に該当するときは招集することができ、同項第二号に該当するときは招集しなければなりません。

（※）法務担当に相談が必要

➡「審議」、「付議」のどちらかに統一した方が良いか

➡　第３項の文章は問題ないか

〈解説〉

この条は、臨時会（必要に応じて区長が議員全員を招集する議会の会議）について規定しています。

第１項で、臨時会は、閉会中（定例会が行われていない期間）に審議すべき案件がある場合、区長が招集し、議決によって会期（臨時会の期間）を決定することとしています。

第２項では、議会が審議する案件を示し、区長に対して臨時会の招集を求めることがで

（次ページに続く）

きることを明記しています。招集の請求を受けた区長は、請求があった日から 20 日以内に臨時会を招集しなければなりません。(地方自治法第 101 条第２項～第４項)

第３項では、区長が招集請求に応じない場合の議長の招集権について明記しています。

臨時会の招集権限は、原則として区長が持っていますが、第２項、第３項の規定は、議会側が必要と認めるときに臨時会を開催することができるよう保障されるものとなっています。

臨時会は、案件の内容によっては委員会を開かず、本会議のみで終了する場合もあります。

【参考】

議会の活動は会期ごとに独立しているため、議決に至らなかった案件は会期の終了をもって消滅します。これを「会期不継続の原則」といいます。

ただし、委員会の活動は閉会中（会期でない期間）でも行うことができます。委員会の招集は、委員から選任された委員長の権限で行い、区からの報告事項の聴取・質疑、請願・陳情の審査などのために、必要に応じて開催します。

第６章 会 議

（本会議）

第 18 条 杉並区及び議会の最終的な意思は、議場に参集したすべての議員により構成される定例会又は臨時会の会議（以下「本会議」という。）において決定します。

〈解説〉

この条は、本会議について規定しています。

本会議は、すべての議員で構成される定例会及び臨時会の会議です。

本会議では、地方自治体である杉並区としての最終的な意思決定（＝団体意思の議決）と、議事機関である杉並区議会としての意思決定（＝機関意思の議決）を行うことを明記しています。

団体意思の議決事項は、この条例の第 13 条でも定めていますが、条例の制定・改廃、予算、決算、予定金額１億５千万円以上の工事やものをつくる契約を結ぶこと、基本構想（区の最上位の計画）の策定・変更などがあります。

機関意思の議決事項は、代表的なものとして、区の事務の検査や監査の請求に関すること、請願・陳情の採択（不採択）、意見書の提出、決議、議員に対する懲罰（地方自治法、会議規則などに違反した場合のペナルティ）などがあります。

（委員会の活動）

第 19 条　議会は、常任委員会、議会運営委員会を設置するとともに、必要に応じて特別委員会を設置します。

2　委員会は、開催日が重複しないよう相互に調整し傍聴人に配慮するとともに、委員外議員に質疑及び討論の機会を提供するものとします。ただし、緊急を要する場合等、委員長が必要と認める場合はこの限りではありません。

3　委員会は、所管事項の審査又は調査を専門的に行うため、委員長が指名する委員で構成する小委員会を設置することができ、その運営方法については委員会で決定することとします。小委員会において委員は、委員相互の自由討論に努めることとします。

4　委員会は、審査及び調査にあたり、必要と認める場合には分科会及び連合審査会を活用し、委員会運営を行うよう努めるものとします。

5　委員会は、互選により委員長及び副委員長を選出するものとします。

6　委員長は、委員会の秩序を保持し、議事を整理し、公平、公正な委員会運営に努めなければなりません。

7　前項の規定は、副委員長が委員長の職務を行う場合について準用します。

〈解説〉

この条は、委員会の活動についての原則を規定しています。

委員会は、議案や請願・陳情を実質的に審査したり、区の仕事について調査を行う議会の内部組織です。委員会には常設の常任委員会、議会運営委員会と、必要に応じて設置する特別委員会があります。

第２項は、複数の委員会を同じ日に開催しないよう、開催日を調整することを明記しています。これは傍聴者が参加できない状況を作らないこと、委員外議員（その委員会の委員ではないが、質疑や意見表明を行うために会議に参加する議員）の出席を妨げないことを目的としています。ただし、緊急に審査しなければならない案件がある場合などには、委員長の判断により複数の委員会を開くこともあります。

第３項は、小委員会の設置について明記しています。小委員会とは、委員会の中に設置するもので、特別な事項を審査、調査するために必要に応じて設けられる機関です。小委員会は、委員長が指名する委員で構成され、自由に討論を行い、より実りのある審査、調査に努めることとしています。

第４項は、効果的、効率的な委員会運営のために、必要に応じて分科会、連合審査会を設置するものとしています。（分科会、連合審査会の内容については下記参照）

議案等の実質的な審査を行う委員会は、議会の運営上、重要な役割を担っています。第５項～第７項は、委員会運営のかじ取り役である委員長、副委員長について規定しています。

（次ページに続く）

委員会は、委員長及び副委員長を互選（委員の中から互いに選挙して選ぶこと）で選出します。委員長は、委員会の招集権、開閉権（会議の開会、閉会、休憩を宣告する権限）、会議を進行する権限などを持っており、委員会が公平、公正にかつ円滑に行なわれるよう努めることとしています。

副委員長は、委員長は不在のとき、委員長が行う職務の全般を代行します。

●分科会

委員会で審査する案件の内容が多岐にわたる場合、審査、調査を迅速に行うために委員会内部に設けるもので、必要に応じて設置します。案件をいくつかの分科会に分けて、委員全員を割り振って所属させ、各分科会で審査、調査を行います。

予算や決算を審査する委員会などで、分科会方式を採用する議会もあります。

●連合審査会

議案等の審査を任された委員会が、他の関連する委員会と合同で会議を開くことです。原則としては審査を任された委員会において結論を出すべきですが、議案等の内容が他の委員会の所管事項に関連する場合があり、協議のうえ連合審査会とすることができます。

（常任委員会）

第 20 条　議会は、本会議の議決により付議された議案、請願等を審査し、区の事務を調査するため、次の常任委員会を設置します。

一　総務財政委員会
二　区民生活委員会
三　保健福祉委員会
四　都市環境委員会
五　文教委員会

〈解説〉

この条は、常任委員会について規定しています。

議案や請願・陳情の審査、区の事務の調査のために、部門ごとに５つの常任委員会を設置することを明記しています。常任委員会は常設の委員会で、議員は必ず一つの委員会に所属しなければなりません。

委員会は適切な人数で構成され、議案審査や事務の調査を詳細に行います。

（委員会で実質的な議論を行い、結論を出す方法を「委員会中心主義」といいます。）

（次ページに続く）

常任委員会の所管事項は、区の担当部署により割り振られています。

〇総務財政委員会
・政策経営部、総務部、会計管理室、選挙管理委員会、監査委員に関する事項
（区の基本的な計画、財政、広報・広聴、防災など）
・他の常任委員会の所管に属さない事項

〇区民生活委員会
・区民生活部、農業委員会に関する事項
（戸籍、住民票、地域活動、税金、文化交流、スポーツ振興、産業振興、農業など）

〇保健福祉委員会
・保健福祉部、子ども家庭部に関する事項
（保健・衛生、福祉、健康保険、保育園、子育て支援、青少年育成など）

〇都市環境委員会
・都市整備部、環境部に関する事項
（都市計画、住宅、道路、公園、自転車対策、ごみ、環境など）

〇文教委員会
・教育委員会に関する事項
（学校、図書館、生涯学習、文化財など）

（議会運営委員会）

第 21 条　議会は、議会運営の円滑化を図るとともに、議会の運営に関する事項について調査及び審査を行うため、議会運営委員会を設置します。

〈解説〉

この条は、議会運営員会について規定しています。

議会運営が円滑に行われるよう、本会議での議事進行や議会運営全般について調査及び審査を行うため設置することを第１項で明記しています。議会運営に関することのほかにも、会議規則、委員会条例に関すること、議長の諮問（議長が意見を求めること）に関することを所管しています。

※議会運営委員会の内部組織として「議会運営委員会理事会」があります。
理事会は、委員長及び委員の代表者で構成され、議会運営委員会の運営等について協議や調整を行っています。

（特別委員会）

第 22 条　議会は、審査及び調査の充実を図るため、必要に応じて議決により特別委員会を設置します。

〈解説〉

この条は、特別委員会について規定しています。

特別委員会は、特定の案件の審査・調査を行うために必要に応じて設置される委員会で、設置するためにはその都度議決が必要です。

区の予算や決算を審査する際にも、毎年、特別委員会が設置されています。（予算特別委員会・決算特別委員会）。予算、決算の審査は区政全体に関わる事項のため、杉並区議会では全議員が委員となっています。

議員全員が委員となる特別委員会としては、「基本構想に関する特別委員会」（平成 24 年）、「自治基本条例及び区民等の意見提出手続条例に関する特別委員会」（平成 21 年）などが設置されました。

（質問・質疑及び討論）

第 23 条　議員は、本会議において、議長の許可を得て、区政一般に関する質問並びに提出された議案等に関する質疑及び討論（以下「質問等」という。）を行うことができます。

２　議会は、区の重要事項に関する論点を明らかにするため、区長の所信表明及び予算編成方針に対し、本会議において区長等に代表質問を行う機会を設けます。

３　前２項に規定する質問等を行う場合は、議長にあらかじめ通告しなければなりません。ただし、やむを得ないときはこの限りではありません。

４　委員会の委員は、委員会において委員長の許可を得て、議題について質疑を行い、意見を述べることができます。

〈解説〉

この条は、本会議及び委員会において行われる質疑、質問、討論について規定しています。

第１項は、本会議における区政一般に関する質問（＝一般質問）、議案や区の報告案件に対する質疑及び討論について明記しており、いずれも議長の許可を得て行うことができるとしています。

（次ページに続く）

●一般質問とは、議員が、区政全般にわたって、区の事務の執行状況や将来に対する方針などについて質問を行い、区長等の見解を求めるもので、提出された議案に限らず質問することができます。

議会は区長等が行う仕事を監視する機能を持っていることから、議員には一般質問を行う権利が認められており、定例会中に限って行うことができます。（１定例会中に１回行うことができます。）一般質問は、質問するだけでなく、議員自らが政策を提言し、それに対する区長等の見解を確認する側面もあります。

●質疑とは、本会議での議案の説明、区からの報告案件の内容について提出者に尋ねることで、特定の案件について行うものです。

●討論とは、議題となっている案件について、議決の前に賛成か反対か自分の意見を表明することです。

第２項は、代表質問について明記しています。

代表質問は、所定の事項について会派の代表者が質問を行う制度です。区長が行う所信表明、各年度当初予算案の編成方針については、一定数（現在４人以上）の議員が所属している会派の中で質問事項を調整し、その代表者が質問を行うこととしています。

第３項は、質問、質疑、討論を行う際、原則としてあらかじめ議長に発言の要旨などを通告することを明記しています。これは、議長が発言者の人数や要旨を事前に確認することで、発言の順番を定め、議事日程の調整を行うなど、効率的な議会運営を図ることができるようにするためのものです。

第４項は、委員会における規定で、委員は委員長の許可のもと議題について質疑を行い、意見を述べることができます。

（その他の会議）

第 24 条　議会は、法第 100 条第 12 項の規定に基づき、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための会議を置くことができます。

〈解説〉

この条は、協議又は調整を行うための会議について規定しています。

議会活動は本会議や委員会活動のほか、平成 20 年の地方自治法改正により、議案審査や議会の運営に関して協議又は調整を行う会議も正規の議会活動として位置付けられました。（地方自治法第 100 条第 12 項）

杉並区議会では会議規則第 125 条で必要な事項を定めており、主な会議としては、全員協議会（区政の重要事項や議会の運営について、議員全員で協議、調整を行う）、広報委員会（議会の広報紙の編集に関して協議・調整を行う）、政務活動費調査検討委員会（政務活動費の使い道に関して協議・調整を行う）などがあります。

第７章　（案）議員定数及び議員報酬等

（議員定数）

第 25 条　議員定数は、区政の現状、社会情勢の変化、区民意見等を考慮し、杉並区議会議員定数条例（昭和 61 年杉並区条例第 35 号）で定めます。

【検討課題】

〇定数の根拠を、議会で議論していない現状がある中、網掛け部分の理念的文言を入れるのは難しいとの意見などがあり、検討課題となっている。

案①：原文案のまま
案②：上記網掛け部分の削除
案③：25 条全文の削除
案④：下記修正案

［修正案］

議員定数は、第３条で定める議会の基本理念を実現するために適切な人数とすることを基本とし、杉並区議会議員定数条例（昭和 61 年杉並区条例第 35 号）で定めます。

〈解説〉

杉並区議会議員の定数は現在 48 人で、杉並区議会議員定数条例で定めています。議員定数は、区政の現状（区の人口や解決すべき課題など）、社会情勢（少子高齢化、経済格差の問題など）、区民の意見などを総合的に判断しています。

［修正案（解説）］

議員定数は、本条例の第３条で定める基本理念である「区民の信託に応えるため、公平かつ公正な議論を尽くす」議会活動を実現するために適切な人数とすることを基本の考えとすることを明記しています。現在の定数は４８人で、杉並区議会議員定数条例により定められています。

（議員報酬）

第 26 条　議員報酬は、区政の現状、社会情勢等の変化を考慮するとともに、（※）学識経験を有する者等の意見を参考にし、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年杉並区条例第 20 号）で定めます。

【検討課題１】

○25 条と同様に議員報酬のあり方について議会で議論していない中、網掛け部分の表現の仕方について、検討課題となっている。

案①：原文案のまま
案②：網掛け部分の削除
案③：26 条全文の削除

【検討課題２】

○（※）部分は第三者機関である報酬審を指しているが、杉並区特別区報酬等審議会条例では、「区の区域内の公共的団体等の代表者その他区民」との記載であり、表記の仕方について検討課題となっている。

案①：原文案のまま
案②：下記修正案

［修正案］

議員報酬は、区政の現状、社会情勢等の変化を考慮するとともに、区内の公共的団体の代表者等の意見を参考にし、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年杉並区条例第 20 号）で定めます。

〈解説〉

「杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」で、議員報酬及び欠席日数に応じた減額について定めています。

報酬額は「杉並区特別職報酬等審議会」において、職務責任、民間企業や他の公共団体の給与とのバランス、物価などの社会情勢に基づいて議論され、その結論を踏まえて条例で定めることとされています。

◆杉並区特別職報酬等審議会◆

区議会議員、区長、副区長、教育長、常勤監査委員の給料の額について審議する機関で、区の公共的な団体の代表者や公認会計士、区民などで構成されています。審議した結果は、意見として区長に答申されます。

（政務活動費）

第 27 条

〈条文〉

もとの条文案	修正案
会派又は議員は、政務活動費を活用して調査研究等を行い、議会の活性化及び議員の活動強化に努めなければなりません。 ２　会派又は議員は、政務活動費の適正な執行に努め、その使途について区民に対する説明責任を果たさなければなりません。	政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、使途の透明性を確保した上で、政務活動費を適正に活用して調査研究等を行い、議会活動の充実に努めるものとします。
３　議長は、議会の意見を取りまとめ、議会及び議員と利害関係を有しない学識経験を有する者の意見を聴取して、政務活動費の使途基準を定めるものとします。	２　議長は、議会の意見を取りまとめ、議会及び議員と利害関係を有しない学識経験を有する者の意見を聴取して、政務活動費の使途基準を定めるものとします。
４　前３項に定めるもののほか、政務活動費に関して必要な事項は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年杉並区条例第 26 号）で定めます。	３　前２項に定める政務活動費に関して必要な事項は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年杉並区条例第 26 号）で定めます。

【検討課題】

○条文網掛け部分「説明責任を果たさなければなりません。」の表現が強すぎるのではないか

○「議員定数」、「議員報酬」の条と比較すると、ボリュームがあり、条文を短くすることも含め検討する必要があるとの意見がある。

案①：上記もとの条文案

案②：上記修正案（１項と２項をまとめた）

〈解説〉

会派又は議員には、政務活動費の交付に関する条例に基づき、調査研究その他の活動に必要な経費として政務活動費が交付されます。

会派又は議員は、政務活動費を適正に執行し、その使途について明らかにすることとしています。また、議長は、使途の透明性を確保するために、学識経験者（弁護士、公認会計士）で構成される政務活動費専門委員会から意見を聴き、議員で構成される政務活動費調査検討委員会にて検討結果をまとめ、政務活動費の使途基準を定めています。

なお、政務活動費の収支報告書や出納簿等は、議会事務局にて閲覧することができます。

第８章　議会の体制

（議会事務局）

第 28 条　議会に関する事務を処理するため、法第 138 条第２項の規定に基づき、議会に区議会事務局を設置します。

２　議会は、議員の政策形成及び政策提言機能を高めるとともに、円滑な議会運営を推進するため、区議会事務局の調査、法務、その他必要な機能の充実を図るものとします。

〈解説〉

議会事務局は、議長の指揮のもとで議会全般に関する事務を行うため、地方自治法の規定に基づき設置されています。

第２項では、議員が政策を作り、あるいは政策を提言する機能を高めるために、事務局が行う調査機能、法務機能などを充実させ、議会活動を補佐する体制を整えていくことを明記しています。

（議会の施設）

第 29 条　議会活動を行うために、杉並区役所本庁舎内に議場、委員会室、議長室及び副議長室、議員控室等を設置します。

【検討課題１】

〇網明け部分を「議事堂」と表記するのはどうかとの意見がある。

案①：原文案のまま

案②：下記修正案

［修正案］

議会活動を行うために、杉並区議会に議事堂を設けます。

【検討課題２】

〇議場等の設置者は区長であり、主語をどうするか検討課題となっている。

〈解説〉

もとの解説文案	**議事堂とした場合の修正案**
議会活動に必要な諸室の設置について明記しています。杉並区議会では、この他にも応接室、会議室、図書室、議会事務局事務室などが設置されています。 これらの諸室のうち、図書室については設置既定（地方自治法第 100 条第 19 項）があり、必ず設置しなければならないとされています。	議会活動に必要な議事堂を設けることを規定しています。 議事堂とは、議会の活動のために設けられているすべての場所のことで、議場、傍聴席、委員会室、議長室及び副議長室、議員控室、図書室、議会事務局事務室などがあります。 これらの諸室のうち、図書室については、地方自治法第 100 条第 19 項により設置が義務付けられています。

第９章　補則

（委任）

第 30 条　この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

（附則）

１　この条例は、令和●年●月●日から施行します。

２　議会は、議会運営がこの条例の目的及び基本理念等に則して行われているか検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置をとるものとします。